

岐腎協事務局だより

平成30年9月 NO. 61

発行 NPO 岐腎協

強い勢力を保ったまま上陸した台風21号、北海道胆振東部地震と、被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに安全・安心の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

災害への備えは万全でしょうか。

避難場所・避難経路、非常持ち出し袋等、今一度 確認・点検を！！



■北海道胆振（いぶり）東部地震 透析にも影響 9月6日未明、震度7の地震が北海道を襲いました。大規模な土砂崩れとともに、道内全域が停電に見舞われ、透析施設にも停電や断水の被害が出ました。（→裏面へ）

西日本豪雨災害義援金 ご協力ありがとうございました

患者会名	金額	患者会名	金額
大垣市民腎友会	5,000	音羽会	30,000
山口腎友会	10,000	十九田会	77,000
馬淵腎友会	10,000	高井腎友会	10,000
揖斐厚生腎友会	32,735	共栄会	27,000
大垣中央腎友会	64,000	四ツ葉会	15,000
山羊の会	5,000	桜の木会	15,500
ひまわりの会	20,000	新可児腎友会	10,000
関ヶ原診療所腎友会	10,000	真生会	25,000
澤田会	50,000	さくら会	3,000
睦会	6,000	岐北腎友会	30,000
みどり腎友会	20,000	美濃腎友会	6,600
春風会	41,000	葦の会	15,000
いちょうの会	17,500	高桑腎友会	34,500
岐阜清流腎友会	35,000	白鷺会	3,834
松波腎友会	10,000	古川腎友会	9,000
透耀会	20,000	合計	667,669



義援金総額 681,669円

集まりました。

H30.8.31 現在

個人(敬称略順不同)	金額
田口敏雄	2000
西尾静枝	1000
谷口巖	3000
若田末松	3000
松刈 大塚	5000
合計	14,000

NPO 法人 岐阜県腎臓病協議会 〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 3F

TEL058-214-2497 FAX058-214-2498 0120-53-2940

岐腎協は2021年50周年を迎えます

- ◎札幌市内は、停電および断水が続いているところが多くある。
 - ◎自家発電のある透析施設では、透析時間を短縮するなどして対応しており、透析ができない施設では、他の施設で透析が受けられるように調整を進めてくれている。
 - ◎札幌市以外の地域でも、停電や断水が続いているところがある。透析ができない施設では、同様に、周辺の施設にて透析が受けられるよう調整中。
 - ◎受入れ調整中で透析施設からの連絡を待っている患者は不安な様子でいる。
 - ◎透析時間が短くなったり、透析日の間隔が普段より空いたりする状況だが、透析ができない状況は回避できているようだ。
- 全腎協には、地震が発生した6日から「北海道の透析患者の皆さんがどうしているか心配だ」「連絡はとれているのか」など、被害状況や安否を気遣う声が多方面から多く寄せられました。停電は、その後改善しつつあり、通常透析を再開する施設も徐々に増えています。(7日(金)午後現在)

透析に影響が出た医療機関： 54 施設 厚生労働省まとめ 9月8日午前6時現在
停電復旧により通常透析中：18 施設 周辺施設で対応中：30 施設 透析間隔を調整：6 施設

2018年全腎協ニュースレター

第4号 (2018. 8. 15)

■高齢者医療の高額療養費制度第二段目の見直しが始まる - 透析「特定疾病」見直しは見送られる -

今年8月から、二度目となる高齢者医療制度の高額療養費制度の見直しが始まり、限度額が引き上げられました。今回の見直しは、“一般所得者”の外來限度額が1万8,000円/月へ引き上げられたほか、“現役なみ所得者”の区分が細分化され、70未満の現役世代と同じ所得区分および限度額へと変わりました。同じ高額療養費制度のひとつ、透析にかかる「特定疾病」については、高齢者医療制度における限度額の見直しは見送られ、“現役なみ所得者”であっても、透析医療については従来とおり1万円/月が維持されます。

■高齢者医療の見直しの影響は自治体の障害者医療費助成（福祉医療）にも - 北海道、青森、山形、東京 -

高齢者医療制度の高額療養費の見直しは、自治体で行われている「障害者医療費助成制度（福祉医療）」の負担限度額に影響が及んでいます。北海道、青森県、山形県、東京都の4自治体の「福祉医療」には、一部「自己負担」が導入されています。その基準は、高齢者医療制度に準じて、医療費1割負担となっており、月限度額が同様に、昨年8月に1万2,000円から1万円4,000円へ引き上げられ、さらに今月からは1万8,000円へと増えました（東京都は今月から一年遅れで引き上げ）。

これらの地域では、例えば、透析クリニック以外の病院へ（眼科や皮膚科、整形外科など）、外來で受診したときには、「福祉医療」が利用できても1割は負担を求められ、その限度額が1万8,000円になります。

■埼玉県障害者医療費助成（福祉医療）も見直しへ

埼玉県の「福祉医療」に、「所得制限」が新たに導入されることが決まりました。県の担当課によれば、6年前から「所得制限」の導入を検討するよう県の監査委員から指摘を受けていたといいます。

今後は、「特別障害者手当」の所得制限に準じた額（単身の場合で所得額36万4,000円）を超えると、医療費の助成を受けることができなくなります。新規受給資格登録者は来年2019年1月から、すでに受給者証を所持している人は、2022年10月から段階的に導入されることとなります。

全国の福祉医療の最新情報（2018年8月現在）の一覧を、9月6日発行会報「ぜんじんきょう」（289号）にて掲載予定です。あわせてご覧ください

福祉医療の見直し内容

北海道 青森 山形 2018年8月～自己負担：外來上限額1万8,000円/月

東 京 2018年8月～自己負担：外來上限額1万4,000円/月、入院上限額5万7,600円/月

2019年8月～自己負担：外來上限額1万8,000円/月

埼 玉 2019年1月～所得制限：新規受給資格登録者へ導入

2022年10月～所得制限：全受給者に対し導入

